

## 啓発パネル貸出要項

### 1. 目的

男女共同参画推進のために、市民に広く周知・啓発することを目的として財団法人松山市男女共同参画推進財団（以下「財団」という。）が所有する啓発パネル（以下「パネル」という。）を貸し出す。

### 2. 貸出対象

市内の行政機関や民間団体等が主催する非営利目的の展示、イベント等における使用を貸出対象とする。

### 3. 貸出期間

パネルの貸出期間は原則として2週間とする。搬入・搬出等により、それ以上の借用を希望する場合は、別途協議の上、期間を決定する。

### 4. 貸出申込み

貸出の申込みを行う場合は、「啓発パネル借用届」（様式1）に必要事項を記入の上、財団へ貸出希望日の2週間前までに提出するものとする。

また、返却に際しては「啓発パネル返却届」（様式2）に必要事項を記入の上、提出することとする。

### 5. 貸出に要する費用

パネル貸出は無料とする。ただし、貸出に要する搬入・搬出等に伴う費用は、申込者が負担することとする。

### 6. 現状復帰の原則

パネルは、貸出を受けた際の状態で返却するものとする。貸出期間の管理責任はすべて申込者にあるものとし、万が一パネルに損傷、紛失があった場合等は、ただちに財団に連絡し、その指示の下で修理、弁償等を行うものとする。

### 7. その他

本要項に定めのない事項については、申込者と財団の協議により決定するものとする。

### 附則

この要項は、平成22年3月31日から施行する。